



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第6号

2005.3.15発行

合併協議会 だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771
ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp

平成18年1月1日

新“松浦市”誕生へ！



調印を終え、知事とともに握手を交わす3市・町長(2月24日:松浦シティホテル)

松浦市、福島町、鷹島町の合併協定調印式が2月24日、松浦市において開催され、長崎県知事や合併協議会委員の立ち会いのもと、それぞれの市町長が44の協定項目を記載した合併協定書に署名押印しました。

また、3月4日に各市町で開催された議会において、合併関連議案が可決され、平成18年1月1日に新「松浦市」が誕生することが事実上決定しました。

松浦地域 合併協定調印式

【調印式の概要】
日時 平成十七年二月
二十四日(木)

午後一時から
場所 松浦シティホテル

合併協定調印式では、来賓や招待者、関係自治体の協議員など約八十名が見守る中、合併協議会で確認された四十四の協定項目を記載した「合併協定書」に三市・町長が署名・押印をしました。

続いて金子長崎県知事が特別立会人として、合併協



調印書へ署名する関係市・町長

議会委員が立会人として順次署名を行いました。

全ての調印が整った協定書を知事の手から三市・町長へそれぞれ渡された後、出席者の前で固い握手が交わされました。



特別立会人として署名する金子知事

吉山会長は、「地方分権の推進により市町村の自治能力の向上が求められる一方、国や地方における財政状況は厳しさを増していることから、合併により行政基盤の強化を図ることが必要不可欠と判断した。将来合併してよかったと思えるまた、その判断が正しかったと次世代に誇れる新「松浦市」の建設を目指していきたい。」と挨拶しました。



立会人として署名する協議会委員

合併関連

議案を可決!!

- 三月四日に各市町で開催された議会において、合併（廃置分合）に係る五議案が可決されました。
- ・廃置分合について
 - ・廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
 - ・廃置分合に伴う議会議員の定数に関する協議について
 - ・廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
 - ・廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

今後は、三月末までの県知事への廃置分合申請を経て、八月ごろには新「松浦市」の総務大臣の告示が行われる予定となっております。

特別立会人としてご出席いただいた金子知事は、「当地域は水産資源や、エネルギー施設また、数多くの史跡などの地域資源を有しており、これらの積極的な活用により更なる飛躍が可能な地域である。また飛び地や離島を含んだ特殊な地域であり地域がコミュニケーションを密にするために道路網の整備が大事である。新しく誕生した市や町に対し積極的な支援、協力を行いたい。」と祝辞を述べられました。

市町村合併に係る 住民説明会を開催

去る二月四日から六日にかけて、合併協議会と関係市町の共催により市町村合併に係る住民説明会をそれぞれの地域で開催しました。

説明会は、今日までの主な協議内容の結果報告とあわせ、新市建設計画の素案の概要を説明し、ご意見を伺いました。

住民の皆様方におかれましては、ご多忙の折ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

主な質疑などは次のとおりとなっています。

主な質疑等

質問

・鷹島町では、下水道事業



を取り組んでいる。松浦市、福島町では合併処理浄化槽設置に対する補助制度があるが、鷹島町では補助制度がない。合併後は、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度は鷹島町でも実施されるのか？

答え

合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、平成十八年度からは新市で整備計画を作成し、補助制度に取り組むこととなりますので、鷹島町も補助金は受けられることとなります。ただし、公共下水道、農漁業集落排水整備事業の対象区域は、補助対象から外れることとなります。

質問

・福島町の消防業務等については、約十年間は伊万里市へお願いすると聞いていますが、合併する松浦市とは飛び地であり、急患の搬送など緊急時の対応についての考えを？

答え

・常備消防については、現在伊万里市に委託し、八名の職員が福島町に配置

されています。

松浦市、鷹島町が加入されている松浦地区消防組合については、合併の枠組みの関係から、構成市町の脱退の話もあつており、組合の存続や、経費の節減、サービスの公平を考えると十年以内を目標に福島町も組合に加入し、同一自治体としてサービスを受けられるようにしたいといけないと思っています。

しかし、救急車が不在時の応援態勢など住民の不安がないような対応を検討する必要があります。伊万里市消防署、松浦地区消防組合と協議を進めています。

質問

・現在小学校が二校あるが、統廃合など現時点ではどういう方向での考えなのか？

答え

・合併時の統合については、



現時点では考えていません。今後、児童数がどのようになるか、その状況によって検討されると考えています。

質問

・将来的に約十%職員を削減するということであるが、役場はどれくらいの人で運営されていくのか？

答え

・現段階では、組織機構図がどのような形になるのかはつきりしておらず、何名とはいえないが、合併にあたっては、現在の事務事業の継続性や、住民サービスに支障をきたさないよう、必要な職員の配置を行っていきたいと考えています。



質問

・議会議員の定数の二十名や、選挙区の設置となった経緯を説明してほしい？

答え

・現在の一市二町の議員の定数の合計は四十五人ですが、合併後の五万人未満の市においては、二十人以内で定めることとなっております。住民の意見を十分市政に反映させるために、法律で認められた上限の二十六人にしようという意見や、経費削減のために新市の人口二万八千人に比例させて十五人にしようという意見



質問

・職員数について、適正な定員とはどのくらいを考えてあるのか？
また、松浦市の民間の給与を基本に給与体系を変えることは考えてないのか？

答え

・基本的には、この団体は何名だという決まりはありませんが、人口規模の



見等多くの意見が交わされました。人口の少ない二町へ配慮し、設置選挙に限り選挙区を設けることとして、お互いが譲り合い、歩み寄って定数二十人に決まりました。

要望

・基本理念の中のまちづくりの方向性について働く喜びに満ちた希望にあふ

似通った団体等との比較を行い、その数を判断材料とします。組織機構も決まっておらず、現段階では何名が適正とか言える状況ではありません。松浦市の民間の給与については、調査しておりません。
国家公務員の給与が全国の民間企業の給与の実態に合わせた、人事院勧告に基づき決められていることから国に準じて市職員の見直しをやっています。最近国では民間給与の低い地域の官民格差を考慮した公務員給与の見直しを始めていますので、その動向も見守りながら、職員については数の問題と給与の問題の両面から取り組む必要があると考えています。

れた地域というものが合併する市町村間で欠落している部分だと思っ。何か具体的な策を講じてほしい。



以上のような意見を踏まえ、長崎県知事へ正式協議を行っていた新市建設計画については、二月十七日付けをもって異議がない旨の回答を受けました。
新しい市のまちづくり計画については、その概要版を関係市町全戸へ配布しました。

なお、より詳細な計画書本文については、市役所・役場・支所の窓口で閲覧及び貸し出しが可能ですので、お気軽にお申し出下さい。

協定項目の確認内容のお知らせ

これまでの協議会だよりで、協定項目の確認内容については、その都度お知らせしておりましたが、その内容を次のとおり整理して合併協定書を作成し、合併協定調印が行われました。

10 地方税の取扱いに関する事

- (1) 個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税における納税義務者、税率、課税標準及び過料については、地方税法の規定により現行のとおりとする。ただし、法人市町村民税の法人税割については、松浦市の例によることとし、平成17年度は、旧市町の例による。固定資産税の不均一課税については、合併までに調整する。
- (2) 軽自動車税の納税義務者は、現行のとおりとし、税率に300円とする。
- (3) 入湯税の税率については、福島町の例による。ただし、不均一課税については、合併までに調整する。これを新市に引き継ぐ。
- (4) 市町村民税及び固定資産税の減免については、松浦市の例による。災害減免条例については、合併までに調整する。軽自動車税の減免については、福島町及び鷹島町の例による。
- (5) 納期については、地方税法に規定する期別、期割とし、始期は15日からとする。
- (6) 課税免除において、軽自動車税については、規定を廃止する。市町村たばこ税については現行のとおりとし、入湯税については、合併までに調整する。

11 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市に引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員処遇の観点から、合併までに調整する。
- (4) 職員の給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整する。

12 地域審議会の設置に関する事新市において地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の組織及び運営等については、法律の定めるところにより別紙のとおりとする。

(別紙)

地域審議会の設置に関する事項

- (設置) 第1 合併後、松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町の各々の市町(以下「旧市町」という。)に、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- (設置期間) 第2 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。
- (所掌事務) 第3 審議会は、旧市町の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
- ① 新市建設計画の変更に関する事項
 - ② 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - ③ 地域振興のための基金の活用に関する事項
 - ④ 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - ⑤ その他市長が必要と認める事項
- 第2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。
- (組織) 第4 審議会は、委員15名以内をもって組織する。
- (委員) 第5 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次に

1 合併の方式に関する事

松浦市、北松浦郡福島町及び同郡鷹島町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。

2 合併の期日に関する事

合併の期日については、平成18年1月1日とする。

3 新市の名称に関する事

新市の名称については、松浦市とする。

4 新市の事務所の位置に関する事

新市の事務所の位置については、松浦市志佐町里免365番地とする。

5 事務機構及び組織に関する事

- (1) 新市の事務機構及び組織については、「新市における事務機構及び組織の整備方針」に基づき、合併までに調整する。
- (2) 新市の組織編成にあたっては、住民への行政サービスが低下しないよう十分配慮する。

【新市における事務機構及び組織の整備方針】

- ① 住民にとって利用しやすく住民の声を市政に反映できる事務機構、組織を構築する。
- ② 住民への行政サービスについては、一層の向上に適應できる事務機構、組織を構築する。
- ③ 地方分権時代における各種行政課題に迅速且つ的確に対応できる事務機構、組織を構築する。
- ④ 指揮系統がわかりやすく、事務処理が効率的で、責任の所在が明確な事務機構、組織を構築する。

6 財産及び債務の取扱いに関する事

1市2町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。

7 新市建設計画の作成に関する事

新市建設計画は、別添の「新市建設計画」に定めるとおりとする。

8 議会議員の定数及び任期に関する事

- (1) 新市の議会議員の定数は、20人とする。
- (2) 議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、設置選挙を実施する。
- (3) 設置選挙に限り、合併前の各市町の区域ごとに選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

・松浦市の区域	14人
・福島町の区域	3人
・鷹島町の区域	3人

9 農業委員会委員の定数及び任期に関する事

- (1) 農業委員会委員の定数及び任期については、新市に一つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後3ヶ月間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 合併後最初に行われる農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。
- (3) 農業委員会委員の選挙においては、選挙区を設ける。松浦市に2選挙区、福島町及び鷹島町に1選挙区を設け、3選挙区とする。
- (4) 農業委員会委員の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数は、次表のとおりとする。

名 称	選 挙 区		選挙区の定数
	区	域	
第1選挙区	松浦市御厨町及び星鹿町の区域		8人
第2選挙区	松浦市志佐町、調川町及び今福町の区域		12人
第3選挙区	福島町及び鷹島町の区域		10人
合	計		30人

- 17 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事**
各種団体への補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情、公共の必要性、公平性に配慮し、合併後調整する。
- 18 各市町の慣行の取扱いに関する事**
(1) 市章については、合併までに調製し、合併時に制定する。市町の木、花、歌並びに市町民憲章、市町民表彰、宣言、市町主催の行事については、合併後調整する。
(2) 名蓋市町民制度については、合併後制定する。ただし、すでにその称号を贈られている各名蓋市町民については、これを新市に引き継ぐ。
- 19 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事**
(1) 町、字の区域については、現行のとおりとする。
(2) 字の区域の名称については、松浦市の現行の町名（今福町、志佐町、調川町、御厨町、星鹿町）と、福島町及び鷹島町の現行の町名の後に現行の各字名を続けて表示する。
- 20 国民健康保険制度の取扱いに関する事**
(1) 一部負担金については、法令等に基づき現行のとおりとする。
(2) 出産育児一時金については、現行のとおりとする。
(3) 葬祭費については、支給額を合併までに調整する。
(4) 高額療養費貸付事業については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。なお、基金については、すべて新市に引き継ぐ。
(5) 出産費貸付事業については、福島町及び鷹島町の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。なお、基金については、すべて新市に引き継ぐ。
(6) はり、きゅう助成金については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
(7) 人間ドックについては、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。なお、人間ドックの内容及び負担金等については、合併後調整する。
(8) 表彰事業については、事業の実施方法等を、合併後調整する。
(9) その他の保健事業については、事業の実施方法等を、合併後調整する。
(10) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。委員の定数等については、合併までに調整する。
(11) 届出等に関する過料については、現行のとおりとする。
(12) 被保険者資格証明書の交付については、現行のとおりとする。
(13) 保険給付の一時差し止めについては、現行のとおりとする。
(14) 短期被保険者証の交付については、鷹島町の例による。
(15) 国民健康保険基金については、すべて新市に引き継ぐ。ただし、旧市町単位の一般保険給付費及び老人保健拠出金の5%を超える分については、それぞれの不均一課税の財源に充てることができるものとする。基金の基本的な取扱いについては、松浦市及び鷹島町の例による。
(16) 納税義務者については、地方税法の規定により現行のとおりとする。
(17) 賦課については、国民健康保険法等の規定により現行のとおりとする。
(18) 保険税の減額については、地方税法の規定により現行のとおりとする。
(19) 課税限度額については、地方税法の規定により現行のとおりとする。
(20) 賦課総額の算定方式については、合併後調整する。ただし、不均一課税期間中は、旧市町の例による算定方式とし、その間に段階的に資産割の見直しを図る。
(21) 税率については、新市において決定し、特例法に基づく不均一課税を適用する。ただし、介護分については、不均一課税を適用しない。
(22) 納期及び納期限については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- 21 行政区の名称及び所管区域の取扱いに関する事**
行政区の名称及び所管区域については、現行のとおりとし、

- 掲げるもののうちから、市長が任命する。
① 自治会長、地区長
② 農林水産業団体、商工業団体、観光団体に属する者
③ 社会教育及び学校教育の団体に属する者
④ 青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者
⑤ 社会福祉に関係する者
⑥ 知識経験を有する者
- (任期) 第6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長、副会長)
第7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- (会議) 第8 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
2 会議は、年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。
3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
4 会議の議長は、会長をもって充てる
5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- (庶務) 第9 審議会の庶務は、本庁において処理する。
(雑則) 第10 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

13 特別職の職員の身分の取扱いに関する事

- (1) 三役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。給与については、現行額をもとに合併までに調整する。
(2) 議会議員の報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。
(3) 行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期については、法令の定めるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。
(4) その他の委員については、新市の発足時において設置する必要があるものは合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。その他のものについては、合併後調整する。

14 条例、規則等の取扱いに関する事

各協定項目の調整内容をもとに、合併後の事務事業に支障がないよう調整し、整備する。

15 使用料、手数料等の取扱いに関する事

- (1) コミュニティセンター、福祉関係施設、水産関係施設、観光関係施設の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。
(2) 戸籍関係、犬の登録等、鳥獣飼養許可及び米穀小売業登録申請の手数料については、現行のとおりとする。
(3) 住民基本台帳関係、印鑑登録等、税務関係、臨時運行許可申請、住宅関係、船員関係及びその他の事項に関する証明の手数料については、松浦市の例による。
(4) その他督促手数料については、1通につき100円とする。

16 公共的団体等の取扱いに関する事

公共的団体等については、新市の一体性を確立するため、同一あるいは同種の団体は、それぞれの実情と主体性を尊重しながら、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。

- (6) 障害児通園事業については、新市に引き継ぐ。
- (7) 児童健全育成事業については、新市に引き継ぐ。
- (8) 母子・父子家庭児童入学祝金支給については、実施の方向で合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- (9) 母子生活支援施設については、新市に引き継ぐ。
- (10) 次世代育成支援行動計画については、新市において策定する。
- (11) 公立保育所については、新市に引き継ぐ。
- (12) 保育料については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- (13) 特別保育事業については、新市に引き継ぎ、未実施の保育所は、保護者のニーズを考慮しながら実施する。(高齢者福祉)
- (14) 老人保健福祉計画については、新市において新たに策定する。
- (15) 介護予防・生活支援事業については、事業内容、実施方法について合併までに調整する。
- (16) 老人クラブ活動等については、老人クラブ連合会との協議により、合併後調整する。
- (17) 在宅介護支援センター運営については、県との協議を進めながら合併までに調整する。
- (18) 高齢者サービス調整チームについては、在宅介護支援センターの形態に合わせ、合併までに調整する。
- (19) 高齢者・障害者住宅改修助成事業については、現行のとおりとする。
- (20) 老人福祉電話については、松浦市の例による。
- (21) わたさきり老人介護手当支給については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- (22) 養護老人ホーム入所措置に係る入所判定委員会については、新市において新たに設置する。
- (23) 特別養護老人ホーム、老人福祉センターについては、新市に引き継ぐ。
- (24) 敬老事業については、合併までに調整する。
- (25) 要介護高齢者等ふれあい給食支援事業については、現行のとおりとする。
- (26) 在宅あんしん生活サポート事業については、松浦市の例による。
- (27) 単独事業については、実施の方向で合併までに調整する。(障害者福祉)
- (28) 障害者福祉計画については、新市において新たに策定する。
- (29) 身体障害者事務、知的障害者事務については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。
- (30) 障害者(児)手当については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。
- (31) 心身障害者医療費助成等については、現行のとおりとする。
- (32) 身障者訪問入浴については、松浦市の例による。
- (33) 支援費制度については、現行のとおりとする。ただし、支払関係については、合併までに調整する。
- (34) 重度身体障害者日常生活用具給付等、心身障害児等日常生活用具給付等については、現行のとおりとする。
- (35) 身体障害者補装具及び身体障害児補装具の交付・修理等、身体障害者自動車改修助成事業については、現行のとおりとする。
- (36) 重度身体障害者住宅改修助成については、福島町及び鷹島町の例による。
- (37) 身障者配食サービスについては、現行のとおりとする。
- (38) 精神障害者事務、精神障害者ホームヘルプサービス、精神障害者ショートステイ、精神障害者グループホームについては、現行のとおりとする。
- (39) 福祉電話貸与、ストマ用装具助成、心身障害者福祉タクシー助成については、松浦市の例による。
- (40) 障害者福祉手当等については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。

必要に応じて合併後調整する。

22 電算システム関係の取扱いに関する事

- (1) 住民サービスに直接関連する電算システムについては、サービスに支障がないよう合併までにシステムを統合する。
- (2) 財務会計及び給与・人事管理システムについては、合併までにシステムを統合する。
- (3) その他の電算システムについては、業務に支障がないよう合併までに調整する。

23 一部事務組合等の取扱いに関する事

- (1) 伊万里・北松地域広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- (2) 長崎県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。ただし、共同処理する事務については、合併までに調整する。
- (3) 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合については、合併までに調整する。
- (4) 長崎県5市6町競艇組合については、松浦市は、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
- (5) 松浦地区消防組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。
- (6) 北松特別養護老人ホーム一部事務組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。
- (7) 北松北部環境組合については、松浦市及び福島町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市の旧構成市町の区域において合併の日に当該団体へ加入することで、当該団体構成市町との協議により合併までに調整する。
- (8) 松浦地区火葬場組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。

24 広報、広聴関係の取扱いに関する事

- (1) 広報紙については、原則として毎月1回、議会だよりについては、年4回発行することとし、内容や配布方法は、合併までに調整する。
- (2) その他の広報については、合併後調整する。
- (3) 広聴関係については、合併後調整する。

25 情報公開関係の取扱いに関する事

情報公開関係については、合併までに調整する。

26 消防、防災関係の取扱いに関する事

- (1) 常備消防については、合併までに調整する。
- (2) 消防団については、合併時に統合する。新市における組織、報酬、手当については、合併までに調整する。
- (3) 防災会議については、合併時に新たに設置し、地域防災計画を作成する。
- (4) 災害対策本部に関する事については、合併までに調整する。
- (5) 消防防災施設については、新市に引き継ぐ。防災行政無線については、合併後調整する。
- (6) 応援協定等については、合併後調整する。

27 人権関係の取扱いに関する事

- (1) 人権・同和に関する行政については、現行のとおりとする。
- (2) 男女共同参画・女性行政関係については、合併後調整する。

28 納税関係の取扱いに関する事

- (1) 督促手数料は、1通につき100円とする。
- (2) 納期前納付奨励金については、合併までに調整する。
- (3) 納税組合については、新市に引き継ぐ。
- (4) 納税報奨金等については、合併後調整する。
- (5) 口座振替については、松浦市の例による。

29 各種福祉制度の取扱いに関する事

(児童・母子寡婦福祉)

- (1) 児童手当の支給日については、合併までに調整する。
- (2) 児童扶養手当については、松浦市の例による。
- (3) 特別児童扶養手当については、現行のとおりとする。
- (4) 児童館については、新市に引き継ぐ。
- (5) 児童遊園については、新市に引き継ぐ。

併後調整する。

- (7) 乳児健康診査(個別健診)については、現行のとおりとする。
 - (8) 1歳6カ月児健康診査(集団健診)の実施方法については、合併後調整する。
 - (9) 1歳6カ月児健康診査(個別健診、精密)については、現行のとおりとする。
 - (10) 3歳児健康診査(集団健診)の実施方法については、合併後調整する。
 - (11) 3歳児健康診査(個別健診、精密)については、現行のとおりとする。
 - (12) 妊婦健康診査については、現行のとおりとする。
 - (13) 相談事業の実施方法については、合併後調整する。
 - (14) 訪問指導(1妊婦訪問 2産婦訪問 3新生児・乳児訪問 4幼児訪問 5障害児訪問)の実施方法については、合併後調整する。
 - (15) 各種教室(1妊婦教室 両親学級等 2育児教室 親子教室等 3栄養指導)の実施方法については、合併後調整する。
 - (16) 各種教室(4歯科保健 5その他)については、合併後調整する。
 - (17) 母子保健計画については、合併後調整する。
 - (18) 母子保健推進員の活動内容等については、合併までに調整する。
 - (19) 健康づくり(歯)については、合併後調整する。
 - (20) 栄養強化事業の実施方法については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- (老人保健事業)
- (21) 健康手帳については、交付方法を合併までに調整する。
 - (22) 健康教育については、地域の特性を勘案し、合併後調整する。
 - (23) 健康相談については、地域の特性を勘案し、合併後調整する。
 - (24) 健康診査については、健診内容、個人負担金等合併までに調整する。
 - (25) 機能訓練については、地域の特性を勘案し、合併までに調整する。
 - (26) 訪問指導については、地域の特性を勘案し、合併後調整する。
- (精神保健事業)
- (27) 訪問指導・相談事業については、現行のとおりとする。
 - (28) 普及啓発事業の事業内容については、合併後調整する。
 - (29) 地域活動所については、各活動所の意向を踏まえ、合併後調整する。
 - (30) その他集いの場等については、他の事業を勘案し、合併後調整する。
- (健康づくり事業)
- (31) 健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置し、具体的な内容は、合併までに調整する。
 - (32) 食生活改善推進員については、会の意向を踏まえ、合併までに調整する。
 - (33) 食生活改善推進員養成講座の実施方法については、合併後調整する。
 - (34) 普及啓発活動の事業内容については、合併後調整する。
 - (35) 地域計画については、新市において新たに策定する。
 - (36) 歯科保健については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
 - (37) 各種検診等については、合併後調整する。
- (予防事業)
- (38) 乳幼児の予防接種については、個別接種を基本とし、合併後調整する。
 - (39) 学童の予防接種については、個別接種を基本とし、合併後調整する。
 - (40) 高齢者のインフルエンザ予防接種については、松浦市の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
 - (41) 結核予防法による予防接種については、個別接種を基本とし、合併後調整する。

- (41) 障害者交通費助成については、合併までに調整する。(福祉一般)
 - (42) 民生委員推薦会については、新市において新たに設置する。
 - (43) 民生委員児童委員・主任児童委員については、平成19年11月30日までは現行のとおりとする。
 - (44) 行旅死亡人の取扱いについては、現行のとおりとする。
 - (45) 災害弔慰金及び災害援護資金の貸付については、現行のとおりとする。
 - (46) 小災害り災者に対する弔慰金及び見舞金の支給については、実施の方向で合併後調整する。
 - (47) 社会福祉施設整備事業については、実施の方向で合併後調整する。
 - (48) 戦没者追悼式については、実施の方向で合併後調整する。
 - (49) 慰霊碑維持管理については、各奉賛会・遺族会と協議を行い、合併後調整する。
 - (50) 無縁墓地の管理については、新市に引き継ぐ。
 - (51) 生活保護については、松浦市の例による。(介護保険事業)
 - (52) 第二期介護保険事業計画については、新市において新たに策定する。
 - (53) 事業計画策定委員会については、新市において新たに設置する。委員の定数等については、合併までに調整する。
 - (54) 第一号被保険者保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
 - (55) 賦課については、現行のとおりとする。
 - (56) 普通徴収の納期については、松浦市及び福島町の例による。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
 - (57) 督促手数料については、1週につき100円とする。
 - (58) 延滞金については、現行のとおりとする。
 - (59) 減免(徴収猶予)については、松浦市の例による。
 - (60) 申告期日については、松浦市及び福島町の例による。
 - (61) 給付については、現行のとおりとする。
 - (62) 介護認定審査会については、新市において新たに設置する。
 - (63) 訪問調査員については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
 - (64) 介護保険給付費準備基金及び借入金については、すべて新市に引き継ぐ。
 - (65) 社会福祉法人等介護保険利用者負担減免事業については、現行のとおりとする。
 - (66) 訪問介護負担減額事業については、現行のとおりとする。(福祉医療)
 - (67) 福祉医療の支給対象者については、松浦市及び福島町の例による。
 - (68) 福祉医療の自己負担額については、松浦市の例による。
- 30 社会福祉協議会の取扱いに関すること**
- 社会福祉協議会については、松浦地域社会福祉協議会合併協議会の推移を見守り、合併までに統合ができるようその促進について支援する。
- 31 公営住宅関係の取扱いに関すること**
- (1) 一般公営住宅・特定公共賃貸住宅・その他の住宅(教職員住宅を除く)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 入居者選考委員会については、合併までに調整する。
- 32 健康推進事業の取扱いに関すること**
- (保健一般)
- (1) 救急医療対策事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 事務取扱い窓口(献血・原爆被爆者対策・難病患者支援)については、現行のとおりとし、献血記念品等は、合併後調整する。
 - (3) 保健センターについては、新市に引き継ぐ。
 - (4) 感染性廃棄物の処理については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。
- (母子保健事業)
- (5) 母子手帳の交付については、現行のとおりとする。ただし、交付方法については、合併までに調整する。
 - (6) 乳児健康診査(集団健診)の実施方法については、合

- (1) 農業経営対策体制整備推進事業については、現行のとおりとする。
- (2) 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 農業経営対策体制整備推進事業の促進体制（組織）については、新市において新たに設置する。
- (4) 農振農用地区域については、新市において新たに作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (5) 農業振興協議会については、新市において新たに設置する。
- (6) 水田農業構造改革対策事業の調整機関については、新市において新たに設置する。
- (7) 地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (8) 農政関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 中山間地域等直接支払制度については、国の制度の動向を見ながら、対応する。
- (10) 環境保全型農業推進協議会については、新市において新たに設置する。
- (11) 農政推進のための国・県事業の選定及び上乗せ補助率については、合併後調整する。
- (12) 市・町単独事業の選定及び補助率については、合併後調整する。
- (13) 利子補給制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。
- (14) 畜産関係の国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、上乗せ補助は合併後調整する。
- (15) 畜産関係の市・町単独事業については、合併後調整する。
- (16) 森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (17) 国の制度に基づく森林整備地域活動支援交付金については、現行のとおりとする。
- (18) 林業関係の市単独補助金制度については、現行のとおりとする。
- (19) 林業関係の貸付金、林業開発促進資金融資損失補填については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (20) 林業関係の施設、造林・管理及び森林国営保険等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (21) 林業関係機関の協議会は、新市において新たに設置する。
- (22) 土地改良事業分担金（団体営事業、県営事業）及び災害分担金については、受益者の負担を原則とし、合併後調整する。
- (23) 土地改良関係団体、農道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (24) 農村整備関係の償還費補助金については、現行のとおりとする。
- (25) 農村整備関係の事業費補助金については、合併後調整する。（水産関係）
- (26) 水産振興事業の国・県補助事業については、合併後調整する。
- (27) 水産振興事業の市・町単独事業（委託金、補助金）については、合併後調整する。
- (28) 水産振興事業の利子補給制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。
- (29) 水産関係施設については、新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については、合併後調整する。
- (30) 水産振興協議会については、松浦市及び鹿島町の例を基本とし、設置する方向で合併までに調整する。
- (31) 伊万里湾栽培漁業推進協議会については、現行のとおりとする。
- (32) 漁港及び漁港関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (33) 漁港関係施設の利用料、占用料、使用料については、松浦市の例により合併までに調整する。ただし、可動橋の車両通行料については、鹿島町の例による。

37 建設関係事業の取扱いに関すること

- (1) 市道・町道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、認定基準は松浦市の例を基本とし、合併後調整する。

- (42) 結核検診については、合併後調整する。
- (43) 予防接種健康被害調査委員会については、新市において新たに設置する。
- (44) 予防接種の周知方法については、合併後調整する。

33 環境衛生関係事業の取扱いに関すること

- (1) ごみの収集運搬、収集区分・回数、収集日、処理方法については、合併後調整する。
- (2) 各市町所有のごみ収集車両及びごみステーション（ごみ箱）については、新市に引き継ぐ。最終処分の方法については、合併までに調整する。
- (3) 指定ごみ容器、ごみ搬入手数料、一般廃棄物処理業許可手数料等については、合併までに調整する。
- (4) ごみ袋の販売方法及び販売手数料については、松浦市の例による。
- (5) 生ごみ処理機器購入補助金については、松浦市の例による。
- (6) 不法投棄対策については、新市に引き継ぐ。
- (7) し尿の収集運搬、処理方法、し尿処理手数料等については、合併後調整する。
- (8) 各市町所有のし尿収集車両等については、新市に引き継ぐ。
- (9) 資源物回収補助金については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- (10) 公害の規制及び防止指導については、新市に引き継ぐ。
- (11) 火葬場については、新市に引き継ぐ。
- (12) 火葬場使用料については、一部事務組合の動向を踏まえ合併までに調整する。
- (13) 墓地については、新市に引き継ぐ。
- (14) 環境衛生組織については、統一する方向で合併後調整する。
- (15) 病害虫駆除については、薬品の種類、配布の方法について合併までに調整する。
- (16) 環境物品等の調達方針、一般廃棄物処理基本計画、球温暖化対策実行計画等については、新市において新たに策定する。
- (17) 既に供用を廃止し、又は合併までに廃止されるごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設については、合併後処分計画の調整を行う。

34 生活排水処理事業の取扱いに関すること

- (1) 公共下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 漁業集落環境整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 施設及び施設管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 指定工事店の登録については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- (6) 受益者負担金（加入金）については、現行のとおりとする。
- (7) 下水道使用料については、合併後調整する。
- (8) 検計業務については、合併までに調整する。
- (9) 納付組合奨励金については、合併後調整する。
- (10) 水洗便所改造資金等補助制度については、合併後調整する。
- (11) 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。

35 商工観光関係事業の取扱いに関すること

- (1) 企業誘致事業については、合併までに調整する。ただし、合併までに誘致した企業については、旧市町の例による。
- (2) 商工振興預託金については、合併後調整する。
- (3) 利子補給金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。
- (4) 消費生活地域相談員については、新市において新たに設置する。
- (5) 観光振興事業については、1市2町の従来からの経緯と実情に配慮しつつ、合併後調整する。
- (6) 観光関係施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 観光施設の管理運営等については、合併後調整する。

36 農林水産関係事業の取扱いに関すること

- (農林関係)

- (13) 奨学資金貸付審議会の構成、委員数、任期等については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- (14) 障害児就学指導委員会の構成、委員数、任期等については、1市2町の例を基本とし、合併までに調整する。
- (15) 学校結核対策委員会の構成、委員数、任期等については、松浦市の例による。
- (16) 学校教育振興に係る各種補助金等については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。

41 社会教育関係の取扱いに関すること

- (1) 教育委員会主要行事（成人式・運動会・文化祭）については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。
- (2) 教育委員会行事（社会体育、社会教育、その他社会教育及び公民館関係）については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。
- (3) 公民館、歴史民俗資料館、その他社会教育施設、図書館、文化会館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。運営内容は、必要に応じて合併後調整する。
- (4) 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。運営内容は、必要に応じて合併後調整する。
- (5) 文化財（国・県・市・町指定文化財）については、新市に引き継ぐ。
- (6) 文化財補助事業等については、現行のとおりとする。
- (7) 体育指導委員、社会教育委員の構成、委員数、任期等については、1市2町の例を基本とし、合併までに調整する。
- (8) その他社会教育関係の各種委員、審議会等については、業務に支障がないよう組織の統廃合を含め、合併までに調整する。
- (9) 公民館施設整備補助金等については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。
- (10) 伝承芸能等保存事業については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。

42 地域間交流関係の取扱いに関すること

- (1) 姉妹市町及び各種交流事業については、相手先の意向を確認した上で新市に引き継ぎ、交流のための制度は、合併後調整する。
- (2) 国際交流については、現行のとおり新市に引き継ぎ、交流のための制度は、合併後調整する。

43 交通関係の取扱いに関すること

- (1) 鷹島町の町営バスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 民間事業者への路線バス運行委託、運行欠損補助については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。
- (3) 航路運行に供する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 航路への補助については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。
- (5) 鷹島町の交通船については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 松浦鉄道運行に係る補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

44 病院（診療所）事業の取扱いに関すること

- (1) 病院、診療所の直営については、新市に引き継ぐ。業務委託については、合併までに委託先と協議を行い、新市に引き継ぐ。
- (2) 医師住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 病院（診療所）運営協議会については、合併までに調整する。
- (4) 病院（診療所）使用料・手数料については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。

ご質問・ご意見については？

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）
FAX 0956-72-4771
ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/
Eメール matsugappei@wine.ocn.ne.jp

- (2) 道路占用物件については、新市に引き継ぐ。
- (3) 道路占用料については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。
- (4) 河川については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 河川の占用料及び使用料並びに採取料については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。
- (6) 急傾斜地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 指名選定の基準及び格付けの方法については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。
- (8) 国土調査事業については、現行のとおりとする。
- (9) 公簿、公図謄写の手数料については、合併までに調整する。
- (10) 地籍情報管理については、合併後調整する。

38 都市計画関係事業の取扱いに関すること

- (1) 都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 都市公園使用料及び都市下水道占用料については、現行のとおりとする。

39 水道事業の取扱いに関すること

- (1) 上水道各施設及び給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 簡易水道及び飲料水供給施設の各施設とそれらの給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 上水道の給水使用料については、現行のとおりとする。
- (4) 簡易水道及び飲料水供給施設の水道使用料については、合併後調整する。
- (5) 工業用水道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 負担金については、松浦市の例による。
- (7) 指定給水装置工事事業者指定手数料については、10,000円とする。指定業者については、新市に引き継ぐ。
- (8) 設計審査及び工事検査手数料については、量水器の口径別とし、合併時から適用する。ただし、合併前申請分については、旧市町の例による。
- (9) 施設管理については、合併後調整する。
- (10) 検計方法及び検計日については、松浦市の例による。ただし、平成17年度の検計業務委託については、旧市町の例による。
- (11) 納付組合については、新市に引き継ぐ。奨励金等については、合併後調整する。
- (12) 水源等確保対策費については、現行のとおりとする。

40 学校教育関係の取扱いに関すること

- (1) 教育方針、努力目標については、県の教育方針及び1市2町の例を基調として、合併後調整する。
- (2) 奨学資金、就学一時金については、松浦市の例による。ただし、平成17年度までに貸付決定されたものについては、旧市町の例による。
- (3) 児童生徒の健康管理・就学時健康診断については、現行のとおりとする。実施方法等については、必要に応じて合併後調整する。
- (4) 学校用務員については、合併後調整する。
- (5) 教職員住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 遠距離児童生徒通学費補助については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。
- (7) 通学区域については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。
- (8) 私立幼稚園及び園児に対する補助金については、現行のとおりとする。
- (9) 要保護・準要保護児童生徒補助金については、国の基準のとおりとする。ただし、準要保護の認定業務については、合併後調整する。
- (10) 学校施設利用の使用手続については、松浦市の例による。使用料金については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後調整する。
- (11) A L T（外国語指導助手）の各種処遇については、外国青年招致事業内容に基づいて、合併後調整する。
- (12) 給食センター・給食共同調理場、給食費については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。